

令和5年度 農業保険制度の運営について

政策担当者に聞く



農林水産省経営局保険監理官
土居下 充洋

1 はじめに

「基金 now」をご覧の皆様方におかれましては、平素より農業保険制度の運営にご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業保険（収入保険・農業共済）制度は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、災害その他の不慮の事故などによって農業者が受けることのある損失や農業収入の減少に伴う影響を緩和する保険制度で、保険料や掛金に国庫補助をしています。

自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など予測のつかないさまざまなリスクが農業経営に影響を与える恐れがある中で、農業経営を安定的に継続していくために、災害対策の基本として、農業保険の加入により日頃から備えておくことが大切です。

次の項において、収入保険及び農業共済について、ご紹介させていただきます。

2 収入保険について

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量の減少や市場価格の低下など農業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を補償します。

青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象として、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に保険方式と積立方式により補償されます。

また、自然災害などによる収入の減少が見込まれ、保険期間中に資金が必要な場合には、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

事業の実施体制は、全国農業共済組合連合会で、地域の農業共済組合などが加入の受付を行っています。

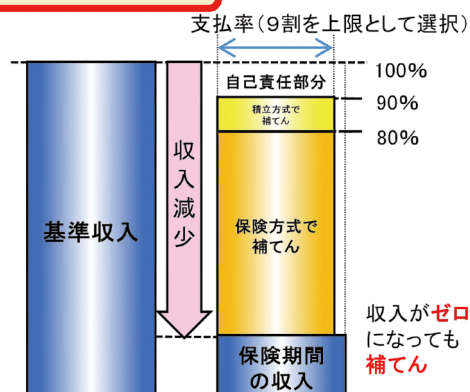
令和元年（平成31年）から制度を実施しておりますが、昨年12月に、農業保険法施行後4年を迎えた収入保険等の取組の方針に

ついて決定しました。

具体的には、甚大な気象災害の被災による影響を緩和する特例、青色申告1年分のみでの加入、保険のみで9割まで補償する新たなタイプの創設について令和6年から実施する

○図1

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

とともに、令和5年においても野菜価格安定制度との同時利用を延長いたしました。今後、

これらの方針の下で、具体的な準備を進めてまいります。

3 農業共済について

農業共済には、農作物共済、畑作物共済、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があり、自然災害による農作物の収量の減少のほか、家畜や農業用ハウスの損失などを補償します。

1 園芸施設共済について

近年、台風や大雪などの自然災害が頻発し、農業用ハウスの被害が多く発生しています。

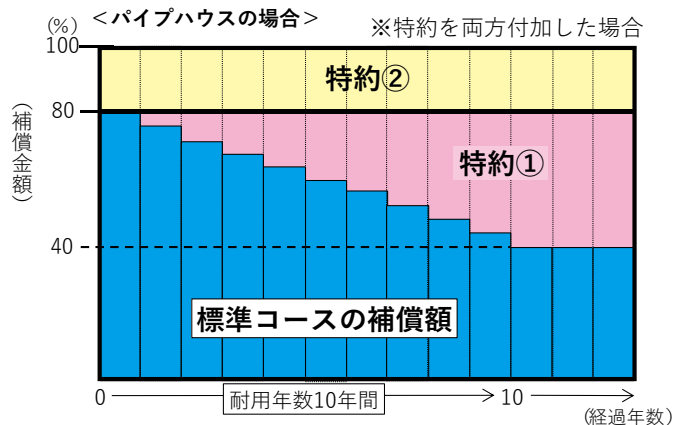
園芸施設共済では、農業者のニーズに対応し、補償の充実や掛金負担の軽減が可能となるよう制度を見直し、加入拡大に取り組んでいます。

具体的には、築年数に応じた資産価値の8割までの補償を基本としつつ、特約を付加すれば、古くなった農業用ハウス本体でも新築時の資産価値の最大10割まで補償できる(図2 特約①+②)ほか、1万円を超える小さな損害から共済金をお支払いできるようになりました。

また、小規模の被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会などの集団での加入やハウスの補強などにより、掛金負担を軽減することができます。

現在、農業共済団体と連携して強力に加入推進に取り組んでおり、令和3年度の園芸施設共済の加入率は69.9%(加入戸数ベース)となっています。引き続き、多数の施設園芸農家にご加入いただけるよう新規加入者の拡大に取り組んでまいります。

○図2



2 農作物共済などについて

農作物共済及び畑作物共済、果樹共済においては、令和4年度からは、損害査定が明確で高い補償を選択できる収入保険や農業共済の民間事業者への出荷データにより収穫量を把握する全相殺方式への加入を進めています。

なお、令和5年産から、確定申告の税務帳簿を用いることにより、すべての農業者が全相殺方式(帳簿全相殺減収方式)に加入できることについて、周知に取り組んでいます。

また、家畜共済においては、本年4月1日から適用する診療点数表の改定により、画像等による遠隔診療も家畜診療の対象としましたので、遠隔地や深夜対応など獣医師の往診が困難な場合でも診療が可能になりました。

4 おわりに

令和4年度も5月、6月の降ひょうや7月、8月の大雨、9月の台風14号及び15号、12月、1月の大雪など自然災害が発生しました。また、市場価格の低下や需要の変動などのリスクも懸念されるところです。

農業保険制度が、農業経営のセーフティネットとして十分に機能を発揮できるよう、自治体や関係機関の方々にもご協力をいただきながら、制度の周知や加入拡大に引き続き努めてまいります。